

調達管理番号・案件名	
26a00150_マラウイ国リロングウェ市北部変電所整備計画準備調査(QCBS-ランブサム型)	

質問と回答は以下のとおりです。

2026年7月16日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	11	(2) 参考資料 ① 公開資料 (ア) 設計・積算にかかるガイドライン等	仕様書案には「同『補完編(建築分野)』(2023年4月)、同『機材編』(2023年4月)」が指定されていますが、現在、各ガイドラインの最新版(2025年9月版)が公開されていると認識しております。 現在公開されている最新の2025年9月版を適用すべきか、あるいは仕様書案通りの2023年4月版を適用すべきか、ご教示いただけますと幸いです。	2023年4月の記載は誤りでした。 最新版(2025年9月版)のガイドライン適用を想定しています。
2	14	(6) 変電所及び送電線設備の基本的方針(拡張性の確保 および 脚注3)	将来の設備拡張への対応可能性に関する調査・検討範囲は、脚注3にある「配電線設置」のみに限定されるという理解で相違ないでしょうか。あるいは、新設変電所における設備拡張(将来の変圧器増設スペースの確保など)も検討スコープに含まれますでしょうか。 プロポーザルにおける提案内容を明確にいたしたく、本業務における検討範囲についてご教示をお願いいたします。	将来の設備拡張への対応可能性については、脚注3に記載のある配電線設置のみではなく、本変電所の設備仕様及び運用方法に影響を与える計画全てを対象とします。特に実施済の情報収集・確認調査では本変電所の将来形として50MVA変圧器2台(計100MVA)が提案されていることから、先方機関に対し将来需要への対応方針や増設にかかる資金調達計画を確認の上、必要な需要想定や系統解析を実施し、これらの結果を踏まえ具体的な設備の拡張計画(変圧器増設スペースの確保、開閉設備の拡張性、配電線接続計画等)について検討を想定しています。
3	15	(8)環境社会配慮	特記仕様書案に「初期環境調査報告書(相手国法に基づき求められる場合は環境アセスメント報告書)案(該当する場合は:住民移転計画案、先住民族計画案)の作成支援に係る検討を行う」との記載があります。 これらの各種報告書の可否によって、コンサルタントの業務量および現地再委託のスコープが大きく異なりますが、現時点において、本プロジェクトでは具体的にどの報告書の作成が業務スコープとして想定されているのでしょうか。	住民移転・先住民計画の策定については、これまでの情報を踏まえると不要の可能性が高いため、現時点では調査内で「初期環境調査報告書(相手国法に基づき求められる場合は環境アセスメント報告書)案」の作成および、住民移転計画案および先住民族計画案の必要可否の判断を実施いただく想定です。なお、調査の結果、これら計画の策定が必要と判明した場合、契約変更による対応も想定しています。

4	16	(10)クラスター事業戦略での本件の位置づけ	「～既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり」とあり、③南部アフリカパワープール促進のための広域連携強化プロジェクトとあります。他方P46(4)配布資料/公開資料等のうち2)公開資料において上述のプロジェクト関連資料の記載はありません。継続中案件と思慮しますが、調査開始前にJICA殿より共有頂く想定で良いでしょうか？	P46 2)公開資料において記載が漏れておりましたが、当該案件の事業事前評価表は公開していますのでご参照ください。 https://www.jica.go.jp/oda/project/202209530/ ご理解のとおり実施中案件であり当該案件に従事されているコンサルタントの部分完了報告書の閲覧について本件受注企業に対し可能とすることを想定しています。
5	16	(14)相手国関係機関の調整	「情報収集・確認調査の情報が最新ではないことから、現地調査時に先方負担事項を確認し、場合によってはスコープカットの実施も視野にいれる」との記載がありますが、これは”マラウイ国及びジンバブエ国における電力セクターにおける情報収集・確認調査”を指し、この報告書内で記載されているKIA変電所構成案をベースに先方負担事項の最新調査結果を踏まえ、スコープカットも検討する、の意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
6	17	(14)相手国関係機関の調整	「無償事業の完了後から事業効果を発現させるためには、変電所と配電網の整備、また配電網と需要家の接続がタイムリーになされることが不可欠」と記載ございますが、相手国側の配電線整備が事業完了までに実施されない場合、JICA事業として想定する対応(工程変更、スコープ変更等)はありますでしょうか。	現時点では特段の対応を想定していませんが、本調査において相手国側事業の内容、予算措置、実施体制及び工程計画を十分確認し、本事業の内容や工程に多大な影響を与えうる影響／リスク要因の有無を確認し、必要に応じ対応策を検討願います。
7	25	(10)JICA サステナビリティ方針を踏まえたパリ協定整合(特に脱炭素化)に関する 検討	指示書に「下記①～③の検討結果については報告書に……」とありますが、指示書の記載は①のみです。①のみが対象でしょうか？	①のみが対象です。
8	28	(19)相手国負担事項の整理	マラウイ側が11/33kV昇圧変圧器を新設変電所内に設置するとの事ですが、責任分界点は11kVメタクラ内端子で、変圧器までのケーブル、変圧器2次側以降の機材についてもマラウイ側所掌との理解で良いでしょうか？ 上記変圧器の仕様は調査開始前迄に受領可能でしょうか？	現時点では、11/33kV昇圧変圧器を含む相手国負担設備の責任分界点及び所掌範囲は確定していません。協力準備調査において、相手国側と責任分担を改めて整理し、接続設備及び変圧器二次側設備を含めた所掌区分を確認してください。したがって、当該変圧器の仕様は提供困難です。
9	37	別紙13. 事業概要 ② 事業内容 ア)施設、機材等の内容	132/11 KV変電所仕様については先行情報収集・確認調査で検討された構成案をベースに、将来拡張性、開発計画を踏まえ変電所電圧階級を最終決定するという理解で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。

10	39	別紙1 4. 事業効果 (1) 定量的効果	最大供給可能電力につきましては、本業務において最適な変圧器容量を検討するものと認識しているものの、それぞれの参照元または算出根拠についてご教示いただけますでしょうか。 基準値15(MW)の具体的な定義あるいは参照元をご教示いただけますでしょうか。また、目標値40(MW)の算出根拠は「基準値15(MW)＋本事業で新設される変電所の最大供給可能電力25(MW)」という理解で相違ないでしょうか。	基準値15MWは、ESCOMへヒアリングを行い、本変電所設置予定地点付近の33kV系統における現在の通過電力(通常時約15MW)を参考に設定したものです。また目標値40MWも、「15MW＋25MW」の単純な積み上げではなく、世界銀行ASCENTプロジェクトによる新規需要(約15MW)や今後の地域開発に伴う需要増加を見込んで設定した参考値です。 需要見通しは工業団地開発やAirport City開発等の外部要因によって変動するため、今回調査にて最新の需要予測及び系統解析結果を踏まえつつ、変圧器容量と併せて指標値及びその算出根拠を精査・整理いただく想定です。
11	50	(10) その他留意事項 1) (関連箇所:P.45 2. 業務実施上の条件 (1) 業務工程)	公用eVISAの取得手続きに関し、「渡航日の20営業日以上前までにEチケット控を提出」と記載がありますが、P.45の業務工程のとおり、9月の契約締結(想定)から10月上旬の第一次現地調査派遣までの期間において、20営業日前までに航空券を発券するのは実務のタイムライン上困難であり、リスクがあると懸念しております。つきましては、適用できる代替手順がありましたらご教示いただけますでしょうか。 (代案:①Eチケット控の提出期限をご配慮いただく。②代わりにアイテナリーを提出する。)	20営業日に満たない場合でも当地事務所にてeVISA申請を進めることを検討しますので、渡航者の情報が確定した後可能な限り早めに、弊機構主管部を通じて該当の書類を共有願います。 入国手続きは、弊機構が該当者に対して、事前にeVISA申請中のレターを共有しますので、(eVISAの承認連絡がご渡航前に来なかった場合でも)そのレターを持参して、入国審査を行うことになります。

以上